

令和6年度 建設工事入札制度の改正について

令和6年4月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 下諏訪町週休2日工事实施要領の制定

時間外労働の上限規制について、建設業においては適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から適用になることに伴い、発注者として、週休2日の確保を考慮する適切な工期の設定を行い、労務費等を適切に請負金額に反映するために要領を制定いたします。

建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、ご協力をお願いいたします。

<導入開始時期>

令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用します。

<対象工事>

当面は、設計金額が1,000万円以上の工事を対象といたします。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とします。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工時期等の制約が厳しい工事
- (3) 現場施工期間が1週間未満の工事
- (4) その他町長が対象工事に適さないと判断する工事

週休2日工事の対象工事は、公告文、仕様書等に対象工事である旨を明記いたします。

<工期設定>

あらかじめ週休2日工事を実施するうえで必要な工期を設定します。

<経費補正方法>

発注時の設計額は、週休2日工事の実施を前提として、直接工事費、間接工事費等を補正した額とし、補正方法は長野県の週休2日工事实施要領に準じます。

不明な点等については、総務課財政係 内線(266)にお問い合わせください。